

議案第171号

調停について

東京簡易裁判所平成20年（ノ）第180号損害賠償請求調停事件について、次のとおり調停を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

- 1 事件名 東京簡易裁判所平成20年（ノ）第180号損害賠償請求調停事件
- 2 当事者 申立人
申立人
申立人
相手方 川崎市
- 3 調停内容
 - (1) 相手方は、申立人らに対し、本件事故による損害賠償として金95,600,000円の支払義務のあることを認める。
 - (2) 相手方は、申立人らに対し、前項の金員を調停成立日から1箇月以内に、申立人らの指定する口座に振り込む方法により支払う。
 - (3) 申立人らは、相手方に対するその余の請求を放棄する。
 - (4) 申立人らと相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(5) 調停費用は、各自の負担とする。

4 調停理由

本事件については、東京簡易裁判所調停委員会から調停成立についての要請が強くなされたこと及びこの調停により申立人らと相手方との間の医事紛争が早期に解決することを勘案し、調停を成立させようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成17年6月4日、申立人らの被相続人（以下 とい
う。）は、市立川崎病院で手術を受け、集中治療室において人工呼吸器を装
着されたところ、血圧低下等を生じ、その後、低酸素脳症による高次脳機能
障害を負うに至った。
- 2 このことについて、 から本市に対し、高次脳機能障害を負うに至
ったのは、当該人工呼吸器が正常に作動しておらず、その原因は本市の使用
前の点検が不十分であったためであるとして、損害賠償請求がなされたので、
示談交渉に応じていたが、合意には至らなかった。
- 3 その後、 から平成20年3月14日に東京簡易裁判所に損害賠償
請求調停が申し立てられた。
- 4 本調停は、 の死亡後、法定相続人である申立人らに承継され、数
回に及ぶ調停期日を経てきたが、東京簡易裁判所調停委員会から調停成立に
ついての要請が強くなされたものである。